

京都大学エネルギー理工学研究所設備の利用に関する要項

(平成22年3月25日 エネルギー理工学研究所長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、エネルギー理工学研究所（以下「研究所」という。）が供する設備の利用に関して、必要な事項について定めるものとする。

(設備)

第2条 この要項の対象となる設備は、別表に掲げる設備（以下「設備」という。）とする。

(利用不可日)

第3条 設備を利用できない日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

2 前項の規定にかかわらず、研究所が特に必要と認めたときは、臨時で利用不可とすることができる。

(利用時間及び利用単位)

第4条 設備を利用できる時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 設備の利用単位は、別表に定めるとおりとする。

(利用者の資格)

第5条 設備を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人
- (2) 研究・教育を目的とする法人及び団体
- (3) 民間企業

(利用申込)

第6条 設備を利用しようとする者は、本要項の定めるところに従い、京都大学エネルギー理工学研究所設備利用申込書（様式1）（以下、設備利用申込書）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 設備利用申込書は、設備を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1年前から30日前までに、研究所に提出しなければならない。

(利用承認)

第7条 研究所は、前条の設備利用申込書を受領後、産業利用課題選定委員会で設備の利用の可否について審議し、その可否を当該申込者に通知するものとする。緊急性が求められる課題については、委員長の名指す課題選定委員の持ち回りにより設備の利用の可否について審議し、その結果を課題選定委員に報告するとともに、当該申込者に通知するものとする。なお、可の場合は当該通知に併せて、設備利用許可証を当該申込者に送付するものとする。

2 設備の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の許可を受けた後において、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、速やかに研究所に申し出て、その許可を受けなければならない。

（利用料）

第8条 利用者は、京都大学の指定する方法により、利用料を納付しなければならない。

2 利用料は、別表に定める額とする。

3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、研究所の都合により設備の利用を取り消し、又は中止した場合は、利用料の全部又は一部を返還することがある。

（設備の利用）

第9条 設備の利用は、第7条第1項により許可された利用課題の範囲内に限るものとする。

2 利用者は、研究所に対し、課題解決全般について、助言を含む技術的な支援を求めることができる。

（利用の停止）

第10条 研究所は、以下の場合、利用者による設備利用の停止措置を取ることができる。

(1) 利用者が本要項に規定する事項を遵守しなかった場合

(2) 利用者の提出した書類に虚偽の記載がある場合

(3) 研究所の運営に支障をきたすと判断される場合

(4) 利用者が、利用許可された施設の一部又は全部を他の者に転貸した場合

（材料の持込み）

第11条 利用者は、設備の利用に際して、あらかじめ研究所の承諾を得ることにより、使用する材料等を持ち込むことができる。

2 利用者は、材料等を持ち込む場合には、研究所の指示に従うほか、その保管及び管理については最善の注意を払わなければならない。

3 利用者は、設備の利用終了後は、第1項により持ち込んだ材料等を、自己の責任と費用負担をもって速やかに回収しなければならない。

（利用成果の公開等）

第12条 利用者は、設備の利用終了後、その成果を研究所の指定する様式に従い利用

成果報告書としてまとめ、速やかに研究所に提出しなければならない。

- 2 利用成果報告書は原則公開とする。ただし、利用申込の際に設備の利用による成果の占有（以下「成果占有利用」という。）を希望し、それを承認された場合には、その成果を非公開とすることができる。
- 3 前項の定めにかかわらず、利用者が特許取得等の理由により公開時期の延期を希望し、研究所が相応の理由があると認める場合には、その公開時期を最大2年間延期することができる。

（発明等の帰属）

第13条 利用者は、設備の利用の結果、京都大学発明規程（平成16年4月1日達示第96号）第2条に定める発明等（以下「発明等」という。）が生じた場合には、研究所に届け出るものとし、その帰属について協議するものとする。

- 2 利用者が利用申込の際に成果占有利用を希望し、それが承認された場合において、当該利用の結果、発明等が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該発明等（当該発明等が京都大学に所属する研究者等と共同でなされたものである場合にあつては、当該利用者の持分に限る。）は、利用者に帰属する。
- 3 利用者が京都大学に所属する研究者等との連携の中で設備を利用する場合において、京都大学との間で当該連携につき別途締結した契約があるときは、当該利用の結果生じた発明等の帰属は、第1項及び前項の規定によらず、当該契約の定めるところによる。
- 4 前3項において利用者に帰属した発明等を、利用者が特許出願・取得した場合には、研究所にその旨通知するものとする。

（成果の利用等）

第14条

利用者は、設備の利用により得られた成果等が、製品化等につながった場合には、研究所に報告するものとする。

（設備の原状回復）

第15条 利用者は、設備の利用を終えたとき（第10条の規定により利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状回復し、研究所の確認を受けなければならない。

（損害賠償）

第16条 利用者は、その責に帰すべき事由により研究所の機器、施設等に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（秘密保持）

第17条 研究所及び利用者は、以下のいずれかの場合を除いて、設備の利用により知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 相手から当該情報を入手後、自己の責めによらず公知となったもの
- (6) 裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命ぜられたもの
(規定の遵守等)

第18条 利用者は、設備の利用に当たっては、本要項及び研究所の定める諸規定を遵守するとともに研究所の指示に従わなければならない。

2 利用者は、機器の異常に気づいたときは速やかに研究所に届け出て、その指示に従わなければならない。

(疑義等の解決)

第19条 この要項に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合には、その都度研究所及び利用者は協議の上、解決に努めることとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

別表

設備及び利用料

| 施設名称 | 設備名称 | 一般利用料 | |
|-----------------|--|------------|------------|
| | | 成果公開 | 成果非公開 |
| 複合ビーム材料照射装置 | 複合ビーム材料照射装置(DuET) | 185,000円/日 | 225,000円/日 |
| マルネスケール材料評価基盤設備 | 電界放出型透過電子顕微鏡(FE-TEM(JEM-2200FS)) | 5,500円/時間 | 11,000円/時間 |
| | 透過型電子顕微鏡(TEM(JEM-2010)) | 4,000円/時間 | 9,500円/時間 |
| | 極低加速電圧電界放出型走査電子顕微鏡(FE-SEM(ULTRA55)) | 3,500円/時間 | 6,000円/時間 |
| | 低真空走査電子顕微鏡(LV-SEM(JSM-5600LV)) | 3,500円/時間 | 6,000円/時間 |
| | 集束イオンビーム加工観察装置(FIB(FB-2200)) | 3,500円/時間 | 14,000円/時間 |
| | 複合ビーム加工観察装置(FIB(JIB-4500)) | 2,000円/時間 | 5,000円/時間 |
| | 電界放出型電子プローブアナライザー(FE-EPMA(JXA-8500FK)) | 4,500円/時間 | 16,000円/時間 |
| | 電界放出型オージェマイクロプローブ(FE-AES(JAMP-9500FV)) | 5,000円/時間 | 7,500円/時間 |
| | 高温強力X線回折装置(XRD(RINT-TTRⅢ)) | 4,000円/時間 | 8,000円/時間 |
| | マーカス型高周波グロー放電発光表面分析装置(GDS(GD-Prof | 2,000円/時間 | 19,000円/時間 |
| | 透過電子顕微鏡試料仕上げ加工装置(ナノミル(Model1040)) | 2,500円/時間 | 17,000円/時間 |
| | 走査型プローブ顕微鏡(SPM(NanoNaviReals)) | 1,500円/時間 | 8,500円/時間 |
| | 核磁気共鳴装置(NMR 600MHz(極低温高感度プローブ)) | 25,000円/日 | 67,000円/日 |
| | 自由電子レーザー(FEL(KU-FEL)) | 25,000円/時間 | 30,000円/時間 |

1 上記表中の利用料は、1日(第4条第1項の時間をいう。以下同じ。)又は1時間の設備の利用に係る金額(消費税

相当額を含む。)であり、これに当該設備の利用日数又は利用時間を乗じた金額を設備利用料とする。

2 研究成果を非公開とする場合には、上記表中の利用料(成果非公開)を適用するものとし、1日又は1時間の設備の

利用に係る金額(消費税相当額を含む。)に、当該設備の利用日数又は利用時間を乗じた金額を設備利用料とす

3 複数の設備を利用する場合については、各設備の利用料を合算した金額を設備利用料とする。